



人権集会

基本的人権

人間が生まれながらに持っている、人間らしく生きる権利を「基本的人権」といいます。第11条では、基本的人権がだれからも侵害されない永久の権利として、すべての国民に与えられることを定めています。基本的人権には、

- [1] 自由権：思想・良心の自由、信教の自由、学問の自由、表現の自由、職業選択の自由など
- [2] 平等権：差別的なあつかいを受けない権利
- [3] 社会権：生存権（健康で文化的な最低限度の生活をいとむ権利）、教育を受取る権利など
- [4] 参政権：選挙権、被選挙権など
- [5] 請求権：裁判を受ける権利など といった権利がふくまれています。

【学研キッズネットより】

「権利」のABCDE

Rights are for **ALL** human beings：すべての人が権利をもっています

Rights are there at **BIRTH**：みな生まれながらに権利をもっています

Rights **CANNOT** be taken away：権利を奪い取ることはできません

Rights **DO NOT** have to be earned：権利は無条件にあるものです

All rights are **EQUALLY** important：すべての権利が同じように大切です



2月7日の人権集会では、生徒会による「いじりはいじめ？」の寸劇があり、異学年合同でグループをつくり、話し合いました。「うわさを信用してはいけない。軽い気持ちで言っているの。自分が発する言葉は大切。悪気はないといってもそれでいいの。イヤって言えない気持ちも考えてあげないと。その場の空気に流されていいの。友達の助けは大切。」など多くの発言がありました。最後に、代表者が「勇気をもって発言してくれたことがうれしかった。人それぞれいろんな意見がある。」とまとめをしてくれました。参観していただいた人権擁護委員の方からも子どもの権利条約についての説明や一人で抱え込まないで相談して下さい。という言葉がありました。

詫間中学校の生徒が、真剣に考えている姿、自分の考えを言っている姿、対話している姿はとても素晴らしかったです。これからの生活で考えるだけでなく、実践できるよう取り組んでいって下さい。

